

第5 参考資料

1. 業種別生産施設面積率一覧表

業種の区分		生産施設 面積率
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・ 石油精製業、コークス製造業並びにボイラ・原動機製造業 	30%
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伸鉄業 	40%
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろろ鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) 	45%
第4種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鋼管製造業及び電気供給業 	50%
第5種	<ul style="list-style-type: none"> ・ でんぷん製造業 ・ 冷間ロール成型形鋼製造業 	55%
第6種	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石油製品・石炭製品製造業(石油精製業、潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)及びコークス製造業を除く。)及び高炉による製鉄業 	60%
第7種	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の製造業 ・ ガス供給業及び熱供給業 	65%

※ 生産施設面積率：敷地面積に対する生産施設の面積の割合

2. 業種別既存生産施設用敷地計算係数一覧表

業種の区分	業種の区分	既存生産施設用敷地計算係数
1	<ul style="list-style-type: none"> ・他の項に掲げる製造業以外の製造業 ・熱供給業 	1. 2
2	<ul style="list-style-type: none"> ・化学調味料製造業 ・砂糖製造業 ・酒類製造業(清酒製造業を除く。) ・動植物油脂製造業 ・でんぷん製造業 ・製材業・木製品製造業 ・造作材・合板・建築用組立材料製造業 ・パルプ製造業 ・紙製造業 ・加工紙製造業 ・化学工業(ソーダ工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。) ・石油製品・石炭製品製造業(コークス製造業を除く。) ・タイヤ・チューブ製造業 ・窯業・土石製品製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。) ・高炉によらない製鉄業 ・製鋼・製鋼圧延業 ・熱間圧延業 ・冷間圧延業 ・冷間ロール成型形鋼製造業 ・鋼管製造業 ・伸鉄業 ・鉄素形材製造業(可鍛鑄鉄製造業を除く。) ・非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。) ・非鉄金属・同合金圧延業 ・非鉄金属鑄物製造業 ・鉄骨製造業 ・建設用金属製品製造業 ・蓄電池製造業 ・自動車製造業 ・自動車車体・附随車製造業 ・鉄道車両製造業 ・船舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限る。) ・航空機製造業 ・航空機用原動機製造業 ・産業用運搬車両製造業 ・武器製造業 ・電気供給業 ・ガス供給業 	1. 3
3	<ul style="list-style-type: none"> ・有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。) ・コークス製造業 ・板ガラス製造業 ・生産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業及びロボット製造業を除く。) ・はん用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同附属品製造業、パイプ加工・パイプ附属品加工業、玉軸受・ころ軸受製造業、ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理)を除く。) ・発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品製造業を除く。) ・産業用電気機械器具製造業 ・船用機関製造業 	1. 4
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーダ工業 ・セメント製造業 ・高炉による製鉄業 ・非鉄金属第一次製錬・精製業 	1. 5

3. 特例団地における準則値一覧

平成27年6月現在

準則条文	第1条							第2条	第3条
	生産施設面積率(%) (上限)							緑地 (%) (下限)	環境施設 (%) (下限)
	第1種	第2種	第3種	第4種	第5種	第6種	第7種		
団地特例の適用									
準 則 値	30	40	45	50	55	60	65	20	25
1 飯塚(第2工区)(飯塚市穂波)	39.149	52.198	58.723	65.248	71.773	78.297	84.822	3.910	2.128
2 津島(飯塚市)	42.495	56.660	63.742	70.825	77.907	84.990	92.072	0.000	0.000
3 鯉田工業団地(飯塚市)	50.417	67.222	75.625	84.028	92.430	100.000	100.000	0.000	0.000